

杏の里訪問看護ステーション(指定訪問看護)重要事項付属説明書

〈介護予防の訪問看護料金〉2024.6.1～

介護保険からの給付サービスを利用する場合の利用負担額は、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた料金となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

		基本料金	利用者負担額			
			1割負担	2割負担	3割負担	
訪問看護費	看護職員	20分未満(計画訪問)	3030円	303円	606円	909円
	訪問	30分未満	4510円	451円	902円	1353円
		30分以上60分未満	7940円	794円	1588円	2382円
		60分以上90分未満	10900円	1090円	2180円	3270円
		リハビリ	20分(20分×1回)	2840円	284円	568円
	職員訪問	40分(20分×2回)	5680円	568円	1136円	1704円

- * 准看護師訪問は看護師訪問料金の9割となる。
- * 療法士訪問は、週6回まで利用可能。
- * 時間外には、夜間早朝(18時～22時/6時～8時)は25%増し、深夜(22時～翌6時)は50%増しとなるが、緊急時訪問の2回目以降に加算される。

加算	サービス提供体制強化加算Ⅰ (1回の訪問ごとに算定)		60円	6円	12円	18円
	緊急時訪問看護加算 (月1回)	I	(有・無)6000円	600円	1200円	1800円
II		(有・無)5740円	574円	1148円	1722円	
特別管理加算(月1回)	I	(有・無)5000円	500円	1000円	1500円	
	II	(有・無)2500円	250円	500円	750円	
退院時共同指導加算		6000円	600円	1200円	1800円	
初回加算(新規開始月、2 か月中断後再開月)	I	3500円	350円	700円	1050円	
	II	3000円	300円	600円	900円	
複数名加算	30分以上	2540円	254円	508円	762円	
	30分未満	4020円	402円	804円	1206円	

減算	理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士による訪問		②緊急時加算、特別管理加算、看護体制強化加算 算定している		算定していない	
	① 訪問 回数	看護職員≥リハ職員	12月を超えて行う場合は5単位減算		8単位減算 ※	
		看護職員<リハ職員	8単位減算 ※		8単位減算 ※	
	高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算。				
	業務継続計画未策定減算 (R7.3.31までの間、減算を適用しない。)	感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算。				

※12月を超えて訪問を行う場合は更に15単位減算

- ・上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者のケアプランに定められた時間を基準とします。
- ・緊急時に訪問した場合は、所要時間に応じ、所定単位数を算定します。
- ・加算は介護報酬で定められた要件を満たしたときに算定します。

《裏面のご確認とご記入をお願いいたします》

その他	死亡後の処置をご希望され実施した場合の料金	8800円
	訪問中止の申し出がない場合のキャンセル料 (原則として、当日の朝8:50までにご連絡がなかった場合)	利用料の10割
	有料駐車場利用時	実費

令和 年 月 日

訪問看護サービスの提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて利用料金および加算等について説明しました。

事業所 所在地 八戸市大字大久保字大山31-2
 名称 杏の里訪問看護ステーション

説明者 _____

私は、本書面により、事業者から訪問看護サービスの利用料金および加算等について説明を受け、同意し、受領しました。

利用者 住所 _____

氏名 _____

* 代筆者 氏名 _____ 続柄 _____

* 代筆理由 身体上の理由で書字が困難

その他 _____

(* は、利用者本人が書けない場合記入する)